

徳川吉宗が受容した和蘭・清国・朝鮮の馬術

許浩*

要旨：江戸幕府第八代将軍徳川吉宗は馬術に大変関心を持ち、長崎への来航を許可した清国と和蘭、それに、通信国として外交関係を持っていた朝鮮王朝を通じて、外国の馬を輸入し、外国の騎射術や療馬術を熱心に求めた。吉宗の在任中、初めて日本に舶載された外国の馬は朝鮮通信使によってもたらされたが、主に將軍拝謁時の恒例行事である馬芸披露に供した。それに対して、吉宗の清国と和蘭の馬術に関する興味は異なり、両国の弓馬に熟達した者や馬医を日本に招聘し、騎射法や療馬法について色々質問し、馬書を日本に輸入させ和訳を行った。それに、馬をも日本に牽き渡るように要請した。しかし、馬輸出禁止となる清国に比べて、あまり制限されていない和蘭からは多くの馬を日本に輸入し、吉宗の所望を大いに満たしたのである。

そこで本論において徳川吉宗治世期の和蘭・清国からもたらされた馬および馬術等に関連する問題について述べたい。

キーワード：徳川吉宗、和蘭、清国、朝鮮、馬術

1 はじめに

江戸時代に入って天下泰平な世が継続するにつれて、勇武の士風は次第に廃れてきた。そのような時代にあって、周知のように江戸幕府第八代将軍徳川吉宗（在職 1716～1745）は武術の復興や士風の刷新を目指し、さまざまな武芸奨励策を実施した。武芸のなかに、徳川吉宗は騎射術や騎法などの馬術に非常に関心を持っていた。その治政を記録する史書である『有徳院殿御実紀附録』巻十二に次のように見られる。

騎射の事も、紀藩におはせし頃より御心を用ひ給ひしが、本城にうつらせ給ひし後、いよいよ和漢のふみども考へさせ給ひ…

騎射、歩射相ならんで盛に行はれ、吹上、田安の馬場、または御狩場などにて近習、諸番の士につかふまつるを御覧ありて、御前にて布帛を給はり、または時服こがねなど給はる事もありて…

流鏝馬も中古以来絶たるを興し給はんとて、諸家の記録をあまた御参考ありて、成島道筑信遍に仰せて、流鏝馬の事類聚せる書をつくらしめ給ひ、其後もなを廣く考へ給ひて、綾蘭笠をはじめ、萬の調度ども、かたの如く備はりしかど、古の式法其ままに傳はりたるにあら

* 許浩 (XU HAO)、中国鄭州大学外国語与国際関係学院博士後期課程研究生。

ねばとて、騎射挟物と名づけ給ひ、流鏑馬とは稱すまじと仰下されたり。¹

御政務のいとま、弓馬の道を調練し給ふはつねのことなりしが…²

我國の名家は更なり。異朝の騎法までも搜索ありしうへに、もろこしの療馬の術を尋給はんとて…³

また蘭舶に託してハルシャの馬をめしよせられ…⁴

徳川吉宗は将軍に就任する前から、騎射に関心があり、将軍になった後、弓馬の道を調練し、幕臣の馬術を磨くため常にこれを検閲して奨励を行い、流鏑馬などの古代馬術を再興させた。それに、外国の馬を積極的に輸入し、騎馬術や療馬術も熱心に求めた。

和蘭馬術の受容に関して、斎藤阿具氏は吉宗による洋馬の日本輸入および和蘭馬術師ケイツルの渡日について考察し⁵、荒居英次氏はそれに基づき、洋馬の日本輸入とその影響を究明した⁶。これに対して、清朝の馬術について、大庭脩氏は吉宗に招聘された清国の馬医・騎射術者や馬書などをめぐって、資料整理および研究を行った⁷。しかし、『有徳院殿御実紀』巻九に「田安門内の新馬場にて韓人の戯騎を觀給ふにより、吹上の御覽所に成らせたまふ」⁸とあるように、和蘭と清朝だけでなく、徳川吉宗は朝鮮の馬術にも関心を寄せていた。

これら和蘭・清国・朝鮮三カ国の全体からの影響を見ないと、徳川吉宗の海外馬術研究の実態を把握することができない。

そこで、本稿では先行研究を踏まえつつ、徳川吉宗が受容した和蘭・清国・朝鮮を含めた外国の馬術について述べたい。

2 徳川吉宗と和蘭・清国・朝鮮の馬術

「鎖国政策」を取っていた江戸時代においても、日本は長崎を唯一の交易港として、唐船すなわち中国船と和蘭船のみに長崎への来航を許可した。それに加えて、朝鮮、琉球を通信国として、外交関係を維持していた。そのような外交ルートを通じて、外国の馬術が江戸日本に伝わる

¹ 『有徳院殿御実紀附録』巻12、『新訂増補國史大系』第46巻、吉川弘文館、1982年1月、260頁。

² 『有徳院殿御実紀附録』巻12、『新訂増補國史大系』第46巻、262頁。

³ 『有徳院殿御実紀附録』巻12、『新訂増補國史大系』第46巻、263頁。

⁴ 『有徳院殿御実紀附録』巻12、『新訂増補國史大系』第46巻、264頁。

⁵ 斎藤阿具「徳川吉宗の洋馬輸入と和蘭馬術師の渡来」、林英夫編『近世一馬と日本史3』、奥村印刷株式会社、1993年12月、432-443頁。

⁶ 荒居英次「徳川吉宗の洋牛馬輸入とその影響」、林英夫編『近世一馬と日本史3』、奥村印刷株式会社、1993年12月、444-458頁。

⁷ 大庭脩『享保時代の日中關係資料二<朱氏三兄弟集>——近世日中交渉史料集三——』、関西大学出版部、1995年3月。

⁸ 『有徳院殿御実紀』巻9、『新訂増補國史大系』第45巻、吉川弘文館、1999年4月、170頁。

ことが可能になった。

そのなか、琉球の馬術について、『琉球國由来記』巻四「騎馬」の項には、「當國、從往古、有傳騎馬法歟。然其乘方法ハ、通和國ヨリ有傳來歟。萬曆三十七己酉、全氏津堅盛則、於薩州、惟新公命滯留、而效馬法。是當國傳授馬法、乘之始乎。且順治十三年丙申、武氏野國親雲上宗保、御用馬宰領、到于甕府。時奉太守光久公命、御家流之馬乘方、從川上芳菴、傳授之也」⁹とあるように、琉球の騎馬法は日本から伝わったものである。それに、薩摩藩の琉球侵攻後の寛永十一年(1634)から、琉球国王は江戸幕府に使節を派遣した。吉宗在職の享保三年(1718)十一月十三日に、中山王尚敬の使者越来王子は薩摩藩藩主島津吉貴に率いられ、將軍に拝謁し、「壽帶香」、「島芭蕉布」、「泡盛酒」などを献上した。¹⁰翌々十五日に、吉宗は大広間で琉球の音楽を聴いたが¹¹、同年十二月二十一日まで琉球使節が江戸を離れた¹²間に、琉球人と馬術に関する交流は見られない。

これに対して、吉宗は和蘭、清国、朝鮮から馬術を受容したことが見られることから、以下において検討したい。

2.1 和蘭人の江戸参府と徳川吉宗の馬術観覧

慶長十四年(1609)に、和蘭人が日本へ進出して平戸で和蘭商館を設置し、寛永十八年(1641)から幕末まで長崎の出島に来航し滞在した。和蘭商館長であるカピタンは日蘭貿易を維持するために、江戸へ赴き、將軍への謁見と舶来物の献上を行った。

徳川吉宗の將軍宣下の礼が行われた享保元年(1716)八月十三日¹³から、延享二年(1745)までの間に、カピタン一行は、享保五年(1720)に和蘭船が海難に遭遇し参府なく、享保十八年(1733)に日本の西国の蝗災のため延期になった二度を除き、ほぼ毎年の二、三月頃に將軍に拝謁し、その後、三月に江戸を離れた。この参府は28回にわたっていた。その滞在期間に、吉宗は和蘭人に馬術を披露させ観覧した。

吉宗の初めての和蘭馬術観覧について、『承寛雑録』には、

享保六辛丑年三月、阿蘭陀人三人之内役人 ヘンデレキレイキマン 年三十三

右之者へ鐵砲被仰付上覧、則献上鐵砲にて打申候…馬をも被仰付乗申候。右相済竹橋御門番所にて御菓子被下、退出後御暇之節骨折候に付、御褒美銀十枚被下候、阿蘭陀カピタン其

⁹ 『琉球國由来記』巻4、『琉球史料叢書』第1、名取書店、1940年12月、123頁。

¹⁰ 早川純三郎編『通航一覽』第1、国書刊行会、1912年6月、144頁。

¹¹ 『通航一覽』巻13引用の『享保通鑑』、早川純三郎編『通航一覽』第1、147頁。

¹² 『通航一覽』巻13引用の『月堂見聞集』、早川純三郎編『通航一覽』第1、148頁。

¹³ 『有徳院殿御実紀』巻2、『新訂増補國史大系』第45巻、26頁。

外拜領物仕候事、古来無之儀之由、殊之外難有かり申候。¹⁴

とあり、享保六年(1721)三月に、カピタンに随行し江戸に来た和蘭人ヘンデレキレイキマンは打砲や馬乗りを命じられ、褒美として銀十枚を賜った。「カピタン其外拜領物仕候事、古来無之」とあるように、吉宗は馬乗りヘンデレキレイキマンに特別の賞与を与えた。

『長崎覚書』には、「享保十乙巳年六月十三日、入津之阿蘭陀船より馬乗ケイヅル渡来、七月廿三日諏訪の馬場にて、ケイヅル責馬いたし候」¹⁵とあり、享保十年(1725)六月十三日に和蘭の馬術師ケイヅルは初めて日本に渡来し、七月より長崎の諏訪馬場で馬を調練した。その翌十一年(1726)二月二十八日¹⁶に、ケイヅルはカピタン一行に随行して吉宗に拝謁した¹⁷。同三月朔日の記事に、「吹上の御覧所にならせたまひ、蘭人に馬を乗しめて観給ふ。大納言殿にもおなじ、竹橋門の衛舎にて蘭人に饗應をたまふ」¹⁸とあり、この蘭人はおそらくケイヅルであろう。また、同五日に「又こたびかの國産の馬牽来り。騎法よく得しけいつるといへるものをも伴ひきたりしをもて、更に銀五拾枚をたまはり、けいつるには銀三拾枚をたまふ」¹⁹とあるように、カピタンは和蘭の馬とケイヅルを日本に連れてきたので、銀五十枚を給付された。馬乗りケイヅルも銀三十枚を拝領した。²⁰その後、ケイヅルはカピタンと同道して長崎に帰って²¹、パタヴィヤへ帰帆した²²。この年馬方クリーデマンは出島に来航したが、江戸に行かず、出島で邦馬を蘭法により教練することを依頼され、同年五月に彼地で病死した。²³

享保十二年(1727)に来航した和蘭船は波斯産馬二匹を積んできて、この船でケイヅルが再来した。²⁴『和蘭風説書集成』によれば、この船は六月三日に出島に入港した²⁵。「享保十二丁未年七月、阿蘭陀馬為仕入、江戸より富田又左衛門殿(原文註、按するに、御馬乗なるへし)下向、上下四人出島江御出、同馬八月朔日江戸へ登る。同月出島札場之後に厩立、九月六日成就、二階

¹⁴ 『通航一覧』巻250引用の『承寛雑録』、早川純三郎編『通航一覧』第6、国書刊行会、1913年8月、319頁。

¹⁵ 『通航一覧』巻250引用の『長崎覚書』、早川純三郎編『通航一覧』第6、316頁。

¹⁶ 『有徳院殿御実紀』巻22、『新訂増補國史大系』第45巻、398頁。

¹⁷ 『通航一覧』巻250引用の『長崎実録大成』、早川純三郎編『通航一覧』第6、319頁。

¹⁸ 『有徳院殿御実紀』巻22、『新訂増補國史大系』第45巻、398頁。

¹⁹ 『有徳院殿御実紀』巻22、『新訂増補國史大系』第45巻、399頁。

²⁰ 『通航一覧』巻250引用の『御徒方萬年記』『承寛雑録』、早川純三郎編『通航一覧』第6、319頁。

²¹ 『通航一覧』巻250引用の『長崎実録大成』、早川純三郎編『通航一覧』第6、320頁。

²² 斎藤阿具「徳川吉宗の洋馬輸入と和蘭馬術師の渡来」、林英夫編『近世一馬と日本史3』、435頁。

²³ 斎藤阿具「徳川吉宗の洋馬輸入と和蘭馬術師の渡来」、林英夫編『近世一馬と日本史3』、435頁。

²⁴ 斎藤阿具「徳川吉宗の洋馬輸入と和蘭馬術師の渡来」、林英夫編『近世一馬と日本史3』、436頁。

²⁵ 日蘭学会法政蘭學研究会編『和蘭風説書集成』上巻、吉川弘文館、1977年2月、280-281頁。

に馬乗阿蘭陀ケイヅル住す」²⁶とあり、和蘭の馬を買い込むため、幕府は同年七月に馬乗り富田又左衛門を出島に派遣した。その後、「享保十四己酉年八月十二日、御用に付、阿蘭陀馬乗ケイヅル附添通詞吉雄忠次郎、(原文註、自注、代り加福新右衛門) 御検使飯田良右衛門殿長崎出立、先達而長崎へ被相越候御馬目付富田又左衛門殿も先たちて出足」²⁷と見られるように、富田又左衛門は翌々年の享保十四年(1729)八月まで出島に滞在した。同八月十二日に幕府から命令があって、富田又左衛門はケイヅルとともに江戸へ向かった。

長崎に滞在した期間、富田はケイヅルから洋馬術を教わった。その証拠として、『有徳院殿御実紀附録』巻十二に「享保十三年に来舶せし和蘭人ケイヅルといへるもの、その妙を得たりと聞えければ、馬役富田又左衛門某を長崎に遣はして學ばしめたまひ…」²⁸と記されている。国立公文書館に所蔵された『阿蘭陀馬乗方聞書』のなかに「以上 六月 富田又左衛門」²⁹とあるから、これは富田とケイヅルの間に行われた質疑応答の記録である。それに加えて、国立公文書館所蔵の『紅毛馬書』に「ケイヅル江承申候書付」³⁰が収録され、その最後に「以上 五月 富田又左衛門 幸助様」と署名がある。大庭脩氏によれば、幸助は吉宗に供奉した側近で、彼宛の書類は即ち吉宗宛の報告と言ってよい。³¹これも富田は吉宗の命令をうけ、ケイヅルに質問して記録された問答書とされる。

その後、『有徳院殿御実紀附録』巻十二には、

後にはケイヅルを江戸にもめされしが、ノヲムルアクテなどいへる種々の奇術をなして進覧に備ふ。その頃馬を預りし齋藤三右衛門盛安をもかれが弟子となされ、つとめ學ばしめ給ふ。其後ケイヅル、ハルシャの騎法、療馬の書を奉りしを和解せしめ、三右衛門その法を習ひ得て、ある時ケイヅルが衣服を着し、ノヲムルアクテの術を奏しければ、よく習ひ得たりとて、御悦び斜ならず。³²

とあり、享保十四年(1729)ケイヅルは江戸に召された後、しばしばノヲムルアクテなどの騎術を披露した。齋藤三右衛門盛安もケイヅルのもとで馬術を習い、吉宗の認可を取得した。それに、ケイヅルが馬術や療馬書などを江戸へ持参し、幕府は和蘭本の翻訳に着手するようになった。その成果として、享保十六年(1731)に今村市兵衛による著書『西説伯樂必携』五巻が刊行

²⁶ 『通航一覧』巻245引用の『長崎覚書』、早川純三郎編『通航一覧』第6、242頁。

²⁷ 『通航一覧』巻250引用の『長崎覚書』、早川純三郎編『通航一覧』第6、317頁。

²⁸ 『有徳院殿御実紀附録』巻12、『新訂増補國史大系』第46巻、263頁。

²⁹ 『阿蘭陀馬乗方聞書』、国立公文書館所蔵写本、請求番号154-0418、139丁裏。

³⁰ 「ケイヅル江承申候書付」、『紅毛馬書』、国立公文書館所蔵写本、請求番号154-0436、1-7丁。

³¹ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、733頁。

³² 『有徳院殿御実紀附録』巻12、『新訂増補國史大系』第46巻、263頁。

された。³³『西説伯楽必携』³⁴には、享保十年(1725)九月四日付、享保十二年(1727)三月付、同年四月付、同年七月二十三日付の長崎奉行を通じたケイヅルと交わされた六通の問答書、および馬相形、鐵脊、厩並飼料、乗方、薬方、馬疾療法書の和解などが収録されている。

ケイヅルは「濱御殿新造之小屋」に住み、翌享保十五年(1730)カピタンが江戸に参府するまでに江戸滞在を命じられ、同三月九日にカピタンとともに江戸を発足した³⁵。享保十五年三月朔日に、吉宗は田安の馬場に出て和蘭人の騎馬を観覧した³⁶。この和蘭人もおそらくケイヅルであろう。

享保二十年(1735)四月八日に「この程けいつるといへる紅毛人、騎法堪能なるをもて府にめされしが、けふ田安の馬場にて其わざを御覧じ給ふ」³⁷とあるように、吉宗は三度もケイヅルを江戸に召し、田安馬場でその馬芸を見学した。ケイヅルは江戸に滞在するように命じられ、同年七月八日に褒美として、「銀百枚、染緋五匹を賜」³⁸った。同年八月十七日に長崎に帰着し、同九月帰航の和蘭船に乗って帰国した³⁹。

しかし、『有徳院殿御実紀附録』巻十二に、「既に船出せしに、蘭人の内腹あしきものありて、その賜物の多きをそねみ、船中にて密にケイヅルをころし、財物をみなかすめとりしとぞ聞えし」⁴⁰と見られるように、ケイヅルは日本を去ったが、多くの賜物を持っているため、同船の者に殺されて金銀や布帛も全部奪われた。それに対して、『長崎実録大成』元文元年(1736)条には「當年入津阿蘭陀人去年九月ケイヅル同船ニテ同十一月十七日咬啮吧ニ着船ノ處、同十二月五日ケイヅル病死ノ由申出ル」⁴¹と記載されている。

ケイヅルが死んだ後、元文三年(1738)三月朔日に、吉宗は朝鮮馬場で参府した和蘭人の騎法を観覧した⁴²。当時の馬乗りはワルナルトであり、馬芸披露で銀三十枚を賜ったが⁴³、『有徳院殿

³³ 坂本勇「享保十四年の蘭書和解——「西説伯楽必携」について」、『日本醫史學雑誌』第20巻第3号、1974年7月、第30(228)頁。

³⁴ 『西説伯楽必携』、今村明恒『蘭學の祖今村英生』、朝日新選書4、朝日新聞社、1942年5月、114-324頁。

³⁵ 『通航一覽』巻250引用の『享保年録』『世説海談』、早川純三郎編『通航一覽』第6、320頁。

³⁶ 『有徳院殿御実紀』巻31、『新訂増補國史大系』第45巻、527頁。

³⁷ 『有徳院殿御実紀』巻41、『新訂増補國史大系』第45巻、680頁。

³⁸ 『有徳院殿御実紀』巻42、『新訂増補國史大系』第45巻、689頁。

³⁹ 『通航一覽』巻250引用の『長崎実録大成』、早川純三郎編『通航一覽』第6、320頁。

⁴⁰ 『有徳院殿御実紀附録』巻12、『新訂増補國史大系』第46巻、263頁。

⁴¹ 古賀十二郎校訂『長崎実録大成』、長崎文庫刊行會、1928年1月、332頁。

⁴² 『有徳院殿御実紀』巻47、『新訂増補國史大系』第45巻、790頁。

⁴³ 『通航一覽』巻250引用の『柳當日次記』『如官日簿抄』、早川純三郎編『通航一覽』第6、320頁。

御実紀』同六日の記事には「また蘭人けいつる馬技に妙なるをもて、先に府にめされ、しばしば其騎馬を御覧あり。かつ馬方のものらにも傳へし事どもあるを褒せられ、銀三十枚たまはりて、共にいとまくださる」⁴⁴とある。これは書き間違いというより、むしろ江戸幕府はケイヅルを和蘭の馬術師の一般呼称にしたのではないか。『長崎覚書』には「按するに、これより後数年の間、しばしばケイヅルを召れし事あり、然ればこは悉く一人にあらず、また其名にあらずして、かの國馭者の稱呼なるへし」⁴⁵とあるのはそういう示唆を与えるのではないであろうか。

上述のように、吉宗は享保六年三月、同十一年三月朔日、同十五年三月朔日、同二十年四月八日、元文三年三月朔日に和蘭の馬術を観覧した。そのなか、馬乗りケイヅルは享保十年(1725)六月から同二十年(1735)九月までの約十年間、日本に来航し、吉宗の馬術観覧およびその伝授、和蘭馬書の和訳などに大いに尽力した。

2.2 徳川吉宗の清国馬術への関心

徳川吉宗は和蘭のみならず清国の馬術についても関心があった。近藤守重『右文故事』巻十三、享保九年(1724)条には次のことが記されている。

十一月長崎唐船へ去寅年募求セラレシ元亨療馬集一部、當五番船主施翼亭携来ル。依テ、賞銀三枚ヲ賜フ。(是七年十二月馬醫ノ書、當時専用ノ書ヲ将来スヘキ旨命セラレシニ依テ也。守重云是ヨリ前享保三年六月唐馬具携来ルヘキ旨命セラレ、同年十月林達文唐馬具二通り将来シ、且又唐馬牽渡ルヘキ旨令セラレ、同五年二月伊孚九船ヨリ唐馬二匹牽渡ル。此外前後弓馬ノ藝心得タルモノ杭州ノ陳采若、馬醫心得タルモノ蘇州ノ劉經先、唐醫杭州ノ陸文齋、蘇州ノ吳戴南、朱來章、趙淞陽、汀州ノ周岐來等御尋ニ依テツレ渡リシコトアリ。⁴⁶

近藤守重によれば、享保三年(1718)六月に吉宗は長崎奉行を通じて清国の商人に馬具を日本に持ち渡るよう命じ、同年十月唐船主林達文は「馬具二通り」を将来した。吉宗はさらに馬を載せて来ることを要求し、その後、享保五年(1720)二月長崎に入港した唐船主伊孚九は馬二匹を連れて来た。同七年(1722)吉宗は馬醫書を清商に注文したのであった。その翌々年の享保九年(1724)十一月に来航した五番船船主施翼亭が、『元亨療馬集』一部を日本に持ち渡った。そのほか、『唐馬乗方補遺』によると、

享保八卯年九月

一 馬醫之書

⁴⁴ 『有徳院殿御実紀』巻47、『新訂増補國史大系』第45巻、791頁。

⁴⁵ 『通航一覽』巻250引用の『長崎覚書』、早川純三郎編『通航一覽』第6、316頁。

⁴⁶ 『近藤守重全集』第2、東京活版株式會社、1906年3月、297頁。

右者馬經大全之外、當時相用候書持渡候様被仰渡、外貳番船主李亦賢御請申上候。

但翌々巳年二月療馬書壹部同人言傳遣候を六番船主朱允光持渡。

但御褒美、李亦賢江銀三枚被下置。⁴⁷

とあり、享保八年(1723)に、吉宗は『馬經大全』と他の御用書を唐船主李亦賢に注文したが、享保十年(1725)二月に入港した六番船船主朱允光は療馬書一部を日本に持ち渡った。それに、『有徳院殿御実紀附録』巻十五、林良適条に「其後仰により馬經大全の和解をもつくりて奉れり」⁴⁸とあるように、『馬經大全』も日本に持ち込まれ、林良適に和訳された。

ここで触れた弓馬心得者陳采若や馬醫劉經先の渡日について、『長崎実録大成』と『長崎年表挙要』には、

享保十二丁未年六月廿一日、二十番、二十一番船より、浙江杭州府人射騎陳采若、浙江寧波府人射騎沈大成、江南蘇州府人馬醫劉經光渡來、七月廿四日、從江府馬仕入之御用に付、富田又左衛門被差越、右射騎醫唐人、馬醫唐人共、馬場村勘定屋敷に在留せしめ、御用爲通辯、唐通事差添置て、同十六年辛亥年四月十二日歸唐。沈大成は同年十月朔日歸唐。⁴⁹

とあるように、享保十二年(1727)六月二十一日に、射騎陳采若、沈大成と馬醫劉經先は日本に來航した。陳采若と劉經先は同十六年(1731)四月十二日に長崎から帰帆したが、沈大成は同年十月朔日に帰国した。三人は日本に四年間ぐらい滞在した。上記のように、享保十二年七月二十四日に富田又左衛門が長崎に派遣されたのは和蘭の馬を仕入れするためである。長崎に到着した後、富田は陳采若らと桜馬場の勘定屋敷に住み、享保十四年(1729)八月までに長崎に滞留していた。その滞在期間、富田又左衛門は和蘭だけでなく、清国の馬術師からも馬術を習い、質疑応答を行った。

国立公文書館に『馬療治 唐』一冊が所蔵され、その中に「馬医唐人療治方書付」「馬医唐人療治書付」「陳采若沉(沈)大成馬療治方書付」が収録されている。「馬医唐人療治方書付」⁵⁰に眼脈穴をはじめ、攢筋穴に至るまで病馬を治療する71箇所の経穴を述べ、ついで「病馬薬」として板腸結、小腸結、腹中冷痛、羅腔痛、腎虚、破傷風などを治療する薬方について述べた。その末尾に「右之通劉經先申候以上 申九月」とある。「申」は享保十三戊申年であろう。それに続き、「秋葉烙」「白腸烙」「刀烙」といった焼きがねのことを繰り返し述べ、その後「右之通劉經先申候以上 申九月」と記した。ついで、先に言及した板腸結、小腸結、腹中冷痛、羅腔痛

⁴⁷ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、356頁。

⁴⁸ 『有徳院殿御実紀附録』巻15、『新訂増補國史大系』第46巻、288頁。

⁴⁹ 『通航一覽』巻223引用の『長崎実録大成』『長崎年表挙要』、早川純三郎編『通航一覽』第5、国書刊行会、1913年5月、562頁。

⁵⁰ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、157-181頁。

といった病気の原因を述べ、「右之通劉經先申候以上 以上 九月 富田又左衛門 幸助様」と結ぶ。これは享保十三年(1728)九月に富田又左衛門が吉宗の命令を受け、劉經先と質疑応答をした記録だと分かる。

次の『馬医唐人療治書付』⁵¹に肝冷、心冷、腎冷、脾冷、肝熱、心熱、腹張り、足腫れ、皮膚、心黄、小腕之痛、筋骨損しなどの病状と治療薬方、それに氣針を刺す穴、火針を刺す穴、血を取る穴、焼きかねに当たる穴などについて述べる。最後に「十二月十九日 富田又左衛門 幸助様」と記した。詳細な時期がないが、富田又左衛門の長崎滞在期間から、これは享保十二年か同十三年十二月十九日に作成されたものであることが分かる。

『陳采若沉大成馬療治方書付』⁵²に、「陳采若沉(沈)大成療治方」として、小腕中節付根大肩後腰痛、足に血落、虫腹、ばり詰り、毛抜、鼻に水出口色悪敷、後足腫れ、馬毒喰い、きん下り、打目、火むし、遠乗に馬起臥し虫腹痛などの治療に使われる薬方を述べ、「以上 六月 富田又左衛門 幸助様」と結ぶ。この「六月」は享保十三年(1728)か享保十四年六月をさすが、享保十三年の可能性が高いと思われる。

それに、国立公文書館所蔵の『唐馬乗方聞書』⁵³に、天地が開けてから馬の始祖が生まれる伝説から始め、馬の乗り方、相形、毛色、旋の種類、骨の名称、厩並びに飼料などを説明し、そして、馬房、馬槽、肥馬、放血など馬に関する中国語の発音と日本語を記した。そのあとに、一馬一箭之法、一馬三箭之法、蘇秦背劍之時射方がつづき、一馬一箭之法の見出しの肩書きに「沈大成」とあるので、沈大成が答えたものだと分かる。蘇秦背劍之時射方の後に、「以上 八月 富田又左衛門 幸助様」という署名がある。ついで、また一馬三箭四通之射方、大成一馬一箭之法、大成一馬三箭之法、采若一馬三箭稽古之致シ方、一馬三箭之法、采若一馬一箭稽古之致方、一馬一箭之法、蘇秦背劍之射方、陳采若二刀遣方、双刀之総論として、長文の説明がある。その後、陳采若と沈大成の略歴を記し、

陳采若 歳當申 三拾六歳
 沈大成 歳當申 三拾三歳
 以上 富田又左衛門
 六月⁵⁴

とあり、「歳當申」は享保十三戊申年(1728)であろう。つまり、これは富田又左衛門が陳采若、沈大成に質問し、享保十三年六月に作成されたものである。

⁵¹ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、182—216頁。

⁵² 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、217—231頁。

⁵³ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、235—287頁。

⁵⁴ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、287頁。

『有徳院殿御実紀附録』卷十二によると、

また長崎の湊に來りし唐商朱佩章に命ありて、陳采若、沈大成といへる、かの國にて弓馬鍛練の者に御尋ありしかば、各其射法共書てこたへ進らす。其中より一馬一箭、一馬三箭、蘇秦背劔などいへる射法をとり用ひられ、なほも本朝の古式にもとづかれ、近臣等になほせて、しばしば騎射を試らる。⁵⁵

とあり、ここで記された射法はまさしく『唐馬乗方聞書』であろう。陳采若と沈大成が教えた一馬一箭、一馬三箭、蘇秦背劔等の射方は幕府に伝われ、しばしば採用された。

寛政九年(1797)に成島仙蔵が補写した『唐馬乗方補遺』⁵⁶前半に欺生之馬、前腿夾頭馬、性急馬、踢馬、後坐馬などの乗り方について述べ、欺生、前腿夾頭、性急などの中国語を解釈し、「陳采若同前之方」「右之通陳采若」とあるように、陳采若の応答を記している。その後、「馬仕入方之儀(陳采若、沈大成、劉經先)申候趣之書付 彭城藤治右衛門」が収録され、中に「右之通陳采若沈大成申候以上 申三月 二木幸三郎 二木勝五郎」、「右之通劉經先申候以上 三月 二木幸三郎 二木勝五郎」とあり、申三月は享保十三年三月であり、彭城藤治右衛門は享保十年(1725)八月から同十六年(1731)十月まで御用通事⁵⁷となり、二木幸三郎、二木勝五郎は当時の小通事⁵⁸である。『唐馬乗方補遺』に、

一 六月廿九日彭城藤次右衛門・彭城倫左衛門・二木幸三郎御役所江被召出、牧野十兵衛殿・秋山八郎右衛門殿御立合にて弓馬唐人追付、桜馬場江被差置候間、倫左衛門・幸三郎昼之内念を入相勤可申候。藤次右衛門儀者、御用罄多に有之候間相詰候に不及折々見廻候様にと被仰付候。

一 二木勝五郎・隅市郎兵衛・清川永左衛門・彭城恵左衛門昼夜念を入隔番に相勤可申候。夜者壹人宛泊り番相勤可申旨被仰付候。

陳采若

僕 劉經先

同 俞天成

郭大為

沈大成

僕 李亞慶

六人

⁵⁵ 『有徳院殿御実紀附録』卷12、『新訂増補國史大系』第46卷、260頁。

⁵⁶ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、291—360頁。

⁵⁷ 穎川君平編『譯司統譜』、大阪活版製造所、1897年9月、5頁。

⁵⁸ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、736頁。

右之人數未年七月十日桜馬場御勘定屋敷江被差置。⁵⁹

とあり、彭城藤治右衛門、二木幸三郎、二木勝五郎らは長崎の桜馬場に派遣され、享保十二年(1727)七月十日桜馬場御勘定屋敷に入居した陳采若らの世話をするように命じられた。その間、享保十三年三月に、彭城藤治右衛門ら三人は吉宗の命令によって、陳采若、沈大成、劉経先に質問をした。それに、『對語驥録』の最後に、

右之通、御書付を以、陳采若江一一相尋申候處、其身存知申候分相答申候。則自筆ニ而書記為仕、和解書差添差上申候以上。

清水永左衛門⁶⁰

とあるように、清水永左衛門も吉宗からの質問を陳采若に問い質した。

『對語驥録』の最初は陳采若が書いた漢文であり、十九条からなっている。その後、吉宗の「御問」すなわち質問と清水永左衛門の和解が続いた。大庭脩によれば、吉宗が疑問を持った文章は『唐馬乘方聞書』にあるから、吉宗はこれを見て質問し、『對語驥録』が生まれたという次第である。⁶¹

以上のように、享保十三年(1728)を中心に、吉宗は富田又左衛門、二木幸三郎、二木勝五郎、清水永左衛門などを通じて、長崎に来航した唐人陳采若、沈大成、劉経先から、馬の病気の各症状と原因、病馬を治療する経穴や薬方、各馬の乗り方、相形、毛色、飼料、一馬一箭之法や一馬三箭之法や蘇秦背劍之時射方を含めた騎射術といった馬術を受容したのである。

2.3 朝鮮通信使の馬術披露

上記の和蘭、清国のほかに朝鮮からの馬術の伝来が見られる。

慶長十二年(1607)に関ヶ原戦後、初めて朝鮮國王の使節が来日し、幕末までその外交使節団、最初の三回の名目は「回答兼刷還使」で、第四回目からの名目は朝鮮通信使となり、その使節が12回にわたって日本を訪れた。⁶²そのなか、徳川吉宗在任中の享保四年(1719)に、洪致中を正使、黄璿を副使とした第九回の朝鮮通信使が来日した。

『柳営秘鑑脱漏』と『雑話燭談』には、

享保二丁酉年四月、宗對馬守參勤御禮相濟、御代替如御吉例、朝鮮人來朝之儀可申達哉之旨、土屋相模守を以言上す、同年五月對馬守營中江被召出、相模守を以、朝鮮人來朝之儀、来々年己亥年召連參勤可仕之旨被仰出之。

⁵⁹ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、354頁。

⁶⁰ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、377頁。

⁶¹ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料二——<朱氏三兄弟集>』、739頁。

⁶² 荒野泰典『江戸幕府と東アジア』、吉川弘文館、2003年8月、40-42頁。

享保二年五月十二日⁶³

とあり、享保二年（1717）五月十二日、対馬守は江戸に呼ばれ、朝鮮人に翌々四年参勤することを伝達するように命じられた。

それに応じ、「享保四己亥年四月十一日、信使朝鮮発途、五月十八日乗船、六月廿日佐須奈浦着船、同廿三日御鷹對馬着船、同廿六日御馬對馬着船、同廿七日信使對馬到着」⁶⁴、「朝鮮國の都四月十一日発足、五月十八日釜山浦乗船と有之候」⁶⁵とあるように、朝鮮通信使一行は享保四年（1719）四月十一日に都の漢城を出発し、五月十八日釜山浦で船に乗って日本へ出向き、六月二十七日対馬に到着した。今回は「御馬」と「御鷹」を日本に牽き渡った。朝鮮馬の渡日について、以下で述べる。朝鮮通信使は七月十九日に対馬を出帆し、九月三日摂津国兵庫に着船し、同四日大坂に着いた⁶⁶。その後、九月十日大坂を発足し⁶⁷、同十一日入洛し⁶⁸、二十七日に江戸に到着した⁶⁹。

享保四年十月一日、朝鮮通信使洪致中、黄璿らは江戸に登城し、国書および土宜を献上し拝礼を行った⁷⁰。「享保四己亥年十月二日、来五日朝鮮人馬藝上覧により本日溜詰以下御番衆等に至りて見物仰付らるるむね、御書付を出さる。同三日宗對馬守義誠の宅において御用掛り老中已下曲馬の見分あり、同四日上使として紀伊中納言殿、水戸中将殿に同見物の事を仰遣はさる」⁷¹とあり、吉宗が十月五日に朝鮮人の馬芸を観覧するという命令を下し、そのため、役人が色々下準備をした。

『有徳院殿御実紀』巻九、享保四年十月五日条には次の記事がある。

五日田安門内の新馬場にて韓人の戯騎を観給ふにより、吹上の御覧所に成らせたまふ。…戯馬はじむべきむねを傳へて、姜相周・沈重雲その技を奏す。騎法は馬上立揮扇、左七歩右七歩、倒豎才隠障才、横屍載、馬上仰臥、双騎並馳、馬上用鎗、馬上偃月刀なり。事はてて、あらかじめ憩息所に定めをかれし田安門の番所にて、菓子・吸物・酒を賜ふ。⁷²

⁶³ 『通航一覧』巻32引用の『柳営秘鑑脱漏』『雑話燭談』、早川純三郎編『通航一覧』第1、400頁。

⁶⁴ 『通航一覧』巻58引用の『柳営秘鑑脱漏』『雑話燭談』、早川純三郎編『通航一覧』第2、国書刊行会、1912年9月、223頁。

⁶⁵ 早川純三郎編『通航一覧』第2、223頁。

⁶⁶ 早川純三郎編『通航一覧』第2、242頁。

⁶⁷ 『通航一覧』巻59引用の『柳営秘鑑脱漏』、早川純三郎編『通航一覧』第2、255頁。

⁶⁸ 早川純三郎編『通航一覧』第2、260頁。

⁶⁹ 早川純三郎編『通航一覧』第2、348頁。

⁷⁰ 早川純三郎編『通航一覧』第2、547頁。

⁷¹ 早川純三郎編『通航一覧』第3、国書刊行会、1913年2月、64頁。

⁷² 『有徳院殿御実紀』巻9、『新訂増補國史大系』第45巻、170—171頁。

享保四年十月五日に、吹上の馬場で朝鮮の馬芸者である姜相周・沈重雲は八つの騎法を上演した。吉宗は彼らに菓子や酒などを賜った。

『柳営日次記』によれば、享保四年十月十日に「今日上野車坂下にて朝鮮人射的有之」⁷³との記述があり、朝鮮人は騎射も上演した。

按するに、曲馬上覧の事、寛永十二年特にかの國に御所望ありしを權輿とす。爾来信使來聘の時毎度上覧あり、但し寛永十三年来聘にはその事所見なく、明暦度にはあらかじめ其設けあらせられしか終に止め。騎射は上覧に及はされとも享保度内命にて催されしより、また以降の例となれり。⁷⁴

徳川将軍が朝鮮の曲馬を観覧したことは寛永十二年（1635）即ち第四回の朝鮮通信使來聘からすでに始まったが、馬上騎射は享保四年から催されて常例となっていた。

徳川将軍の初めての朝鮮馬芸観覧について、『韓録』に次のことが記されている。

寛永十一年甲戌、太守義成公在於江戸焉、秋九月堀田加賀守公傳大猷君之鈞命、召義成公於殿中、告之曰、大君要上覧朝鮮之馬藝、遣書於朝鮮、令馬才善騎者呼來而速到東武、則可也云、義成公蒙公命、乃召裁判有田木工兵衛知繩、以委曲告上命、亦言曰、今也我國家不安、危懼用心之時也、(按するに、この頃義成の老臣柳川豊前守逆訴の事あるかいふなり) 汝早着歸鞭、航于朝鮮、轉達漢城、速牽馬才、而不日應到江府也、智繩超海入朝鮮而請馬才、朝鮮能應其請、使譯官洪知事崔判事、帶馬才金司果張司果二人及駿馬四匹來也。⁷⁵

寛永十一年（1634）、第三代将軍徳川家光は対馬藩を通じて、朝鮮馬芸の観覧を要請した。朝鮮側はそれを受け、馬才二人と駿馬四匹を日本に派遣するよう返事した。

翌寛永十二年四月二十日に、譯官洪嘉男、崔義吉が江戸に登城し物を献して拝謁し、騎馬の士張孝仁と金貞も随行し、八代洲河岸馬場で曲馬披露を行った。⁷⁶

その後、『如官日簿抄』に「寛永二十年九月十九日、曲馬菓種御殿江御成、上覧」⁷⁷とあるように、第五回の朝鮮通信使が來日した寛永二十年（1643）に、徳川家光も朝鮮馬術を観覧した。明暦元年（1655）に第六回の朝鮮通信使が來聘した時、徳川家綱の命令により一回馬術の観覧を止んだが⁷⁸、その次の朝鮮通信使來聘の天和二年（1682）九月五日に、「朝鮮の信使に從來る馬上才兩員副手果吳順伯、副司果刑時挺、舊例のこく八代洲河岸にて立、倒挽、横載、挾馳、左七步

⁷³ 『通航一覽』巻91引用の『柳営日次記』、早川純三郎編『通航一覽』第3、68頁。

⁷⁴ 早川純三郎編『通航一覽』第3、51頁。

⁷⁵ 『通航一覽』巻91引用の『韓録』、早川純三郎編『通航一覽』第3、51頁。

⁷⁶ 早川純三郎編『通航一覽』第3、52頁。

⁷⁷ 『通航一覽』巻97引用の『如官日簿抄』、早川純三郎編『通航一覽』第3、54頁。

⁷⁸ 早川純三郎編『通航一覽』第3、55頁。

右七歩、粧馬尾、倒豎、雙馬、凡八變なり。和田倉門内の土手に假殿を構て上覽なり。評定所にて馬上二人並上上官に折櫃物、酒肴を賜ふ」⁷⁹とあり、朝鮮馬上才吳順伯、刑時挺は八種の馬術を上演し、酒肴などを給賜された。その後、正徳元年（1711）に第八回の朝鮮通信使が来聘し、同十一月四日に吹上馬場で曲馬を披露した。⁸⁰

馬藝之者 池起澤 李斗興

乗形

馬上立（立ち一さん） 馬上倒立（さかだち） 馬上倒曳（さがりふじ） 馬上左右七歩（左右七歩） 馬上横臥（よこのり） 馬臀上仰臥（くはんぬきだち） 馬脇隠身（よこそへ） 雙馬（二疋にのりかへしかける） 騎訖て出。⁸¹

朝鮮馬上才の池起澤と李斗興は、前回とほぼ同じ馬技を披露した。朝鮮の曲馬観覧は第四回の朝鮮通信使来聘から始まり、吉宗在任の享保四年（1719）までに5回行われ、將軍拜謁時の恒例の行事となっていた。

3 朝鮮・清国・和蘭から馬の舶載

上述のように、徳川吉宗は馬術を好み、和蘭商館長一行や朝鮮通信使が江戸に参府した間に外国の馬術を観覧した。それに、和蘭の馬術師ケイゾルを三度にわたり江戸に召し、彼の馬術を見学し色々質問し、彼の持参した療馬書、馬術書を翻訳させたりした。清国の騎射陳采若、沈大成と馬医劉経先を日本に招聘し、享保十三年（1728）を中心に、療馬術や馬の乗り方、騎射術などについて質疑応答を行った。

しかし、徳川吉宗はそれに留まらず、日本の馬を改良するために、外国の馬を輸入するように取り組んでいた。徳川吉宗將軍在任中の外国馬の日本渡来年表を表1のように以下に作成した。

表1 徳川吉宗在任中、外国馬の渡来年表

時間	西暦	国別	外国馬の渡来	出典
享保四年 九月朔日	1719	朝鮮	御馬二匹、曲馬三匹を献上	『鶏林来聘記』（『通航一覽』巻69、364頁）
享保五年二 月	1720	清国	二番伊孚九船より牡馬二疋牽渡る	『長崎紀事』（『通航一覽』巻199、243頁）
享保八年 十二月	1723	清国	二十八番郭亨統船より牡馬一疋、牝馬二疋牽渡る	『長崎志』（『通航一覽』巻199、243頁）

⁷⁹ 『通航一覽』巻91引用の『憲廟実録』、早川純三郎編『通航一覽』第3、58頁。

⁸⁰ 早川純三郎編『通航一覽』第3、59頁。

⁸¹ 早川純三郎編『通航一覽』第3、60頁。

享保十年 六月十三日	1725	和蘭	牝馬五疋載来る ⁸²	『長崎覚書』『長崎志』(『通航一覽』 巻 245、241 頁)
享保十一年	1726	和蘭	牝馬三疋、牝馬二疋牽渡る	『長崎実録大成』 329 頁
享保十二年	1727	和蘭	牝馬一疋、牝馬一疋 ⁸³ 牽渡る	『長崎実録大成』 329 頁
享保十四年	1729	和蘭	牝馬二疋 ⁸⁴ 牽渡る	『長崎実録大成』 329 頁
享保十五年	1730	和蘭	牝馬一疋、牝馬 ⁸⁵ 一疋牽渡る	『長崎実録大成』 330 頁
享保十九年	1734	和蘭	牝馬六疋牽渡る	『長崎志』(『通航一覽』巻 245、242 頁)
元文元年	1736	和蘭	牝馬三疋牽渡る	『長崎志』(『通航一覽』巻 245、242 頁)
元文二年	1737	和蘭	牝馬二疋牽渡る	『長崎志』(『通航一覽』巻 245、242 頁)

表 1 に見られるように、吉宗在任中、初めて日本に渡来した外国の馬は享保四年(1719)に来日した朝鮮通信使が牽き渡った馬である。『鶏林来聘記』に「享保四年、朝鮮より御鷹御馬、亥九月朔日に江戸着。献上の儀は登城の節、鷹子二十連、御馬二匹(自注、青毛五歳、鹿毛五歳)、曲馬三匹(自注、青毛十歳、栗毛同、栗毛同)」⁸⁶とあるように、朝鮮通信使が吉宗に拝謁した時、「御馬二匹、曲馬三匹」を献上した。実は、朝鮮馬の舶載は吉宗時代の特例ではない。上記のように、寛永十二年(1635)に徳川将軍が初めて朝鮮馬芸を観覧した時、朝鮮通信使は四匹の馬を連れて馬芸披露に供した。それに、明暦元年(1655)六月二十七日にも、「御鷹五十五居、御馬三疋」⁸⁷を献上した。正徳元年(1711)九月二十七日に、「献上御鷹二十四羽、御馬五疋、馬絹かけて鞍なし」⁸⁸とあるように、この時も朝鮮通信使は御馬を献上した。

『有徳院殿御実紀』享保五年(1720)四月廿二日条には「又この日、厩の徒をして、越谷の驛

⁸² 『通航一覽』巻 245 によれば、『如官日簿抄』、『柳當年表秘録』に「享保十年八月四日、(按するに、長崎覚書によるに、此月日誤りなり)阿蘭陀馬三疋…長崎江来る」と記されている。

⁸³ 『通航一覽』巻 245 が引用する『長崎志』即ち『長崎実録大成』には「八寸三分の牝馬一疋、六寸三分の牝馬一疋牽渡る」(242 頁)とあるが、実際、『長崎実録大成』には「八寸三分の牝馬一疋、六寸三分の牝馬一疋牽渡る」(古賀十二郎校訂『長崎実録大成』、329 頁)と書いている。

⁸⁴ 『通航一覽』巻 245 が引用する『長崎志』即ち『長崎実録大成』には「牝馬二疋牽渡る」(242 頁)とあるが、実際、『長崎実録大成』には「牝馬二疋牽渡る」(329 頁)と書いている。

⁸⁵ 『通航一覽』巻 245 が引用する『長崎志』即ち『長崎実録大成』には「七寸五分の牝馬一疋、三寸五分の牝馬一疋牽渡る」(242 頁)とあるが、実際、『長崎実録大成』には「七寸五分の牝馬一疋、三寸五分の牝馬一疋牽渡る」(330 頁)と書いている。

⁸⁶ 『通航一覽』巻 69 引用の『鶏林来聘記』、早川純三郎編『通航一覽』第 2、364 頁。

⁸⁷ 『通航一覽』巻 65 引用の『寛明日記』、早川純三郎編『通航一覽』第 2、314 頁。

⁸⁸ 早川純三郎編『通航一覽』第 2、332 頁。

におもむかしめ、馬力を試みらる。朝鮮あるは唐産の馬に乘し者、いちはやく帰り来りしかば、吹上の御園にて其馬を御覧ぜらる」⁸⁹とあり、ここで記された朝鮮馬は享保四年（1719）に朝鮮通信使が持ち渡った馬で、日本の馬よりも速いので、享保五年に吉宗は吹上の御園でそれを見物した。

それに対して、吉宗が洋馬に対する興味は將軍に就任した翌年即ち享保二年（1717）からすでに見られる。同年登城拝謁の日に長崎奉行よりカピタンに本国は大馬ありや之を日本に牽き渡ること出来ずやとの尋問があり、カピタンは遠いので、舶載することが困難だと答えた。⁹⁰その翌年四月五日長崎奉行より再び質問され、カピタンは婉曲的に謝絶したが、將軍の注文品にバタヴィヤに馬具あれば持渡れと見え、これに応じ、享保六年（1721）蘭人は馬具一通を献上した。⁹¹それと同時に、享保三年（1718）六月吉宗も清国の林達文に唐馬具を注文し、同十月に林達文は馬具二通を日本に持ち渡った。

同三年のことであるが、『信牌方記録』享保五年二月条に唐馬の注文が記されている。

同十一月貳番伊孚九船入津仕申上候ハ、去々年伊韜吉に就御用唐國之軍馬牽渡可申由二而、臨時牌被下置候ニ付、去春南京ニ相調可申之處、澤旺阿刺蒲坦と申西韃之部類 清朝ニ叛き申ニ付、為征伐軍勢を被差向候砌ニ而、諸國より軍馬を選ハレ候故、調申儀難成候。且又伊韜吉御當地へ馬を牽渡申筈之由所々ニ而風聞仕候故、何角脇より差支リ、及延引候。夫故浙江之内舟山と申所之官府ニ手寄り有之候ニ付、則良馬貳疋相求して、牽渡申候。尤伊韜吉ハ無據用事ニ付、弟伊孚九渡海仕候。在館諸唐人之見聞を憚り度由申上候ニ付、夜中本船より馬を卸し候事。但貳疋共ニ牡馬。⁹²

吉宗は長崎奉行を通じて、三十一番南京船船主として享保三年閏十月十一日⁹³に來日した伊韜吉に唐馬の持渡を依頼した。享保四年（1719）二月三十日に伊韜吉が帰帆した⁹⁴。中国西北部の準噶爾（ジュンガル）反乱により各省の軍馬が平定戦に使用され、なかなか入手できない。それに、彼が馬を日本に牽き渡ることが噂になり、來航時間を延長するしかない。その後、伊韜吉は浙江舟山の官府を通じて、牡馬二匹を入手した。翌五年（1720）二月十一日に、伊孚九は伊韜吉名義の信牌をもって馬二匹を連れ渡って長崎に入港した。

⁸⁹ 『有徳院殿御実紀』卷10、『新訂増補國史大系』第45卷、191頁。

⁹⁰ 斎藤阿具「徳川吉宗の洋馬輸入と和蘭馬術師の渡来」、林英夫編『近世一馬と日本史3』、433頁。

⁹¹ 斎藤阿具「徳川吉宗の洋馬輸入と和蘭馬術師の渡来」、林英夫編『近世一馬と日本史3』、433頁。

⁹² 大庭脩編『享保時代の日中關係資料一』、関西大学出版部、1986年3月、46頁。

⁹³ 大庭脩編『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳一近世日中交渉史料集一』、関西大学東西学術研究所、1974年3月、70頁。

⁹⁴ 大庭脩編『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳一近世日中交渉史料集一』、70頁。

『信牌方記録』享保七年(1722)条に「壹番脇船頭邱永泰就御用大長ケ之唐馬牽渡可申由御請合申上候ニ付、臨時牌を御與被遊本船より歸唐仕候事」⁹⁵とあり、邱永泰は一番寧波船船主として享保七年正月初七日に長崎に来航し、十月初三日に帰帆した⁹⁶。その帰国前に、吉宗は長崎奉行を通じて、大型の唐馬を日本に連れてくるように要請した。それに、吉宗は十七番広東船船主として同七年七月二十八日に入港、翌年三月十二日に帰航した郭亨統⁹⁷にも御用馬の舶載を求めた⁹⁸。郭亨統はその要求を満たし、享保八年(1723)十二月に御用の牡馬一匹と牝馬二匹を日本に牽き渡ったが⁹⁹、邱永泰の場合はそんなに順調ではなかった。

『信牌方記録』享保八年条に、

三拾四番邱永泰船入津仕候而申上候ハ、御用被仰付候大長之馬牝牡貳疋於唐國相調置候得共、去年康熙帝崩御以後諸省共ニ關所之吟味別而嚴密ニ有之候時節ニ付、國禁之唐馬牽渡候事難成首尾ニ付、福州之閩安鎮と申所ニ預置候ニ付、此度牽渡不申候由申上候事。

但右之申口江戸に被仰上候處、其後唐馬御入用ニ無之候由被仰下候。¹⁰⁰

とあるように、享保九年(1724)正月十七日に入港した三十四番南京船船主邱永泰¹⁰¹は馬二匹を入手したが、康熙帝崩御のため関所即ち中国の海関の検査が厳しくなり、輸出禁止とされた馬を国外に持ち渡るのは困難であった。そこで、邱永泰は馬を福州の閩安鎮にしばらく預けた。そのことを長崎奉行を通じて吉宗に報告したが、吉宗からは以後唐馬を必要としないという指示を受けた。

『信牌方記録』享保九年条に、

卯三拾四番船頭邱永泰事、去年於唐國御用之馬を相調預置候得共、御入用ニ無之由江戸より被仰下候處、此度又々江戸より被仰下候ハ、相調置候唐馬折角手ニ入候而、御用ニ差上不申定而殘念ニも可存候間、重而牽渡可申由ニ而、又々臨時牌御與被遊候事。¹⁰²

とあり、吉宗は邱永泰にこの前入手した馬を日本へ牽き渡るよう依頼し、再び臨時信牌を賜った。その信牌を持って、邱永泰は二十八番南京船船主として享保十年(1725)十一月十二日長崎に来航し、翌年の四月十六日に帰国した。¹⁰³しかし、『信牌方記録』に「於唐國張永機ノ申者

⁹⁵ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料一』、63頁。

⁹⁶ 大庭脩編『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳—近世日中交渉史料集一』、76頁。

⁹⁷ 大庭脩編『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳—近世日中交渉史料集一』、76頁。

⁹⁸ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料一』、67頁。

⁹⁹ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料一』、70頁。

¹⁰⁰ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料一』、70—71頁。

¹⁰¹ 大庭脩編『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳—近世日中交渉史料集一』、79頁。

¹⁰² 大庭脩編『享保時代の日中關係資料一』、75頁。

¹⁰³ 大庭脩編『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳—近世日中交渉史料集一』、81頁。

官府ニ讒訴仕差障り候而、牽渡候事相叶不申候故、此度も馬を牽渡不申候由申上候」¹⁰⁴とあるように、張永機に讒訴されたため、邱永泰は今回も馬を日本に連れ渡ることが出来なかった。それ以後、邱永泰は日本に来航したことがあるが、その馬を日本に牽き渡った記録は見られない。そのうえ、吉宗が將軍職を退位した延享二年（1745）までは、唐馬の日本輸入が見られない。

それは浙江總督李衛による日本への警戒感が高まったことに関係すると思われる。李衛は日本の動向に注意し、初めて雍正帝に報告した奏摺が雍正六年（享保十三年、1728）八月初八日付である。『宮中檔雍正朝奏摺』雍正六年八月初八日条には、

初時風聞彼國有招致內地之人教習弓箭、不甚守分、因尚未得確實、不敢冒昧瑣奏。近於各處出洋商船、時常設法密探信息。…伊國將軍肯出重聘、倩內地之人教演弓箭・藤牌、偷買盔甲式樣。初時有福州民王應如、於天文戰陣之事涉獵不精、好為談論、首受其萬金厚利、排演陣法、年餘即伏冥誅。復薦引一廣東長鬚年滿千總、不知姓名、每年受伊數千金、為之打造戰船二百余號、習學水師。又有洋商鐘近天、沈順昌久領倭照貿易。彼國信託、鐘則為之帶去杭州武舉張燦若、教習弓箭、每年亦得受銀數千兩、沈則為之帶去蘇州獸醫宋姓、在彼療治馬匹。¹⁰⁵

とある。廣東長鬚年滿千總是、雍正六年十二月十一日付の李衛奏摺に「又閩商陳良選帶去廣東人、稱係寧波住居之年滿千總沈大成」¹⁰⁶とあるように、騎射沈大成のことである。それに、杭州武舉張燦若は陳采若であることはすでに大庭脩氏によって究明された¹⁰⁷。「蘇州獸醫宋姓」について、雍正六年十月十五日付の范時繹奏摺に「今於蘇州地方業將宋姓獸醫訪出、察知其人名叫宋傳二、並詢明此人現已出洋、未在家中。又訪知宋傳二今有母舅、名叫陳端、亦係善能識馬、現在蘇城等語」¹⁰⁸とあり、宋姓獸醫は宋傳二であるが、馬医劉経先の可能性が高い。三人が日本に招聘されたことは李衛に知られていたのである。

日本のこのような招聘行為に対して、雍正六年十二月十一日付の尹繼善奏摺には、

經浙江總督臣李衛、督臣范時繹並臣會同商酌、點立商總八人、江浙兩省各分派四人稽查。

凡出洋之船、令商總出具保結、牙行・保甲人等出具甘結、合夥商人各出具連環互結、使彼此覺察。臣等並酌定稽查條規、飭行沿海地方文武各官及管稅關口、編定船隻大小・字號、查明人數・年貌・籍貫、檢點出口貨物、驗對本商票照、一出一入均須查對明確、搜檢無遺。¹⁰⁹

とあり、李衛らは八名の商人を商總に選び、出洋商人を検査するような政策を出した。¹¹⁰商船が

¹⁰⁴ 大庭脩編『享保時代の日中關係資料一』、83頁。

¹⁰⁵ 『宮中檔雍正朝奏摺』第11輯、臺灣故宮博物院、1978年、53頁。

¹⁰⁶ 『宮中檔雍正朝奏摺』第12輯、臺灣故宮博物院、1978年、56頁。

¹⁰⁷ 大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』、同朋舎出版、1986年10月、480頁。

¹⁰⁸ 『宮中檔雍正朝奏摺』第11輯、542頁。

¹⁰⁹ 『宮中檔雍正朝奏摺』第12輯、46頁。

¹¹⁰ 佐伯富「康熙雍正時代における日清貿易」、佐伯富『中國史研究第二』、東洋史研究會、1971年10

出港するには、商總が出した保結、牙行・保甲人が出した甘結と合夥商人が出した連環互結が必要だとされる。それに、船が出港や入港した時に、関所は船に乗った人の人数、年貌、籍貫および貨物を厳しく検査するようになった。

その効果として、雍正八年（享保十五年、1730）三月初十日付の李衛奏摺によると、

竊照東洋貿易各船自設立總商稽查之後、出入均有責成、盤驗極其嚴密、從前隱弊稍為釐剔。今據總商頭李君澤稟稱、近有伊之行商鄭恒鳴船回、臨來之前、有日本管長崎島彝目彼處稱呼名為王家將該商喚去、令通事傳話、託其寄信與李君澤、著伊稟臣彼國因從前欲求效法內地文武講究制度、誤聽奸商夾帶違禁私貨・人口・僧衆、被天朝預知拿獲、止從寬發落、不加彝國之咎、感戴皇上恩德、敬畏天威、實在誠服。除已將陸續招去之人盡發商館、專待原船附歸、現有醫生趙淞陽及吳宿來等均已回籍。…又欲購太平聖惠方、顧氏勾股全書、黃明阿膠、藤邊花籃等件、不敢如前日私帶、必令總商向臣稟明。若無准行批示、即有偷往、斷不肯收。¹¹¹

「總商稽查」制度が実施された後、商船が入港や出港した時に厳しく吟味され、密に「違禁私貨、人口、僧衆」を日本に載せ渡ることはできなくなった。日本側は今までの招聘行為を奸商の咎めにし、彼らを清国に戻させ、雍正帝にその恩徳に感服した姿勢を取った。それに、今後必要なものがあれば、ぜひ總商を通じて李衛に報告し、もし清国商人が密に日本に禁物を渡せば、断然と受けないと決意を表した。李衛による実施された「總商稽查」制度は吉宗の唐馬輸入を不可能にさせたといえよう。

ところで、享保八年（1723）に、「今年為御用阿蘭陀國ノ馬四寸五分ヨリ六寸迄ノ牡馬二疋、同尺ノ牝馬二疋、尤馬数五六匹ヨリ十匹迄可牽渡旨、漢字ノ御注文ヲ以テ被仰付之」¹¹²とあるように、吉宗は和蘭国に洋馬を注文した。それに応じ、同十年（1725）六月十三日に、和蘭船は牡馬5匹を日本に牽き渡った。此年から元文二年（1737）まで、和蘭船による日本へ舶載された洋馬は総計27匹で、そのなか、牡馬は21匹、牝馬は6匹だとみられる。『長崎実録大成』元文二丁巳年条に「今年八寸の牡馬一疋、七寸の牡馬一疋牽渡。但去ル享保十年ヨリ當年迄、都合馬二十七疋牽渡」¹¹³とあり、その数は全く一致している。

このように邱永泰の唐馬舶載が徹底的に失敗した享保十年（1725）以降、吉宗治世期における外国馬輸入は和蘭一国に限定された。清国に比較して、あまり制限されていない和蘭側からは数多くの馬が日本に引き渡され、吉宗の所望を大いに満たしたと言える。

月、612-614頁。

¹¹¹ 『宮中檔雍正朝奏摺』第15輯、臺灣故宮博物院、1979年、844頁。

¹¹² 古賀十二郎校訂『長崎実録大成』、328頁。

¹¹³ 古賀十二郎校訂『長崎実録大成』、332頁。

『有徳院殿御実紀附録』巻十二に、「また蘭舶に托してハルシヤの馬をめしよせられ、かの地にも我國の馬をわたされしより」¹¹⁴とあり、和蘭船は波斯産の馬を日本に舶載したが、日本の馬も逆に波斯に搬出された。このことから和蘭船による日本と波斯との間の馬に関する交流の一端が見られる。

4 おわりに

以上のように、江戸幕府第八代将軍徳川吉宗が受容した外国の馬術や外国馬の輸入について考察した。

吉宗が将軍職に在任する期間、初めて日本に渡来した外国の馬は、享保四年（1719）に朝鮮王朝から派遣された朝鮮通信使が献上した馬である。実は、江戸幕府第三代将軍徳川家光の馬芸観覧の要請により、朝鮮馬の舶載は寛永十二年（1635）からすでに始まった。それ以降、吉宗在任の享保四年（1719）までに、朝鮮の曲馬観覧は5回にわたって行われ、まさに将軍拝謁時の恒例の行事となっていた。吉宗時代になると、曲馬観覧のほか、馬上騎射も催して観覧し、以後の常例となっていた。このように、朝鮮馬の渡来は馬芸観覧に重きを置かれたものであった。

これに対して、吉宗の清国と和蘭の馬術に関する興味は異なっており、馬の乗り方、騎射術や療馬術に関心があったため、わざわざ弓馬に熟達した者や馬医を日本に招聘し、その馬術を観覧して馬術について色々質問し、馬書を日本に輸入させ和訳を行った。さらに、馬も日本に牽き渡すように清商や和蘭カピタンに依頼した。

清国では馬の外国輸出は違法禁令である。享保八年（1723）に入港した唐船主郭亨統は御用の馬を日本に牽き渡った翌年、唐船主邱永泰も馬を日本に舶載しようとしたが、中国海關の検査が厳しいので、失敗した。そこで、吉宗は今後唐馬を輸入しないと決意したが、邱永泰に再度の舶載を依頼し、結局失敗した。その後、浙江総督李衛は江戸幕府の動向に強い警戒を示し、雍正八年（享保十五年、1730）に「總商稽查」制度を実施し、唐馬の日本舶載を不可能にさせた。

それに対して、あまり制限されていない和蘭から、享保十年（1725）から元文二年（1737）までの13年間、洋馬27頭が日本に齎され、吉宗の外国馬輸入の所望を大いに満たした。唐船主邱永泰の唐馬舶載が徹底的に失敗した享保十年（1722）以降、吉宗の外国からの馬輸入は和蘭一国のみとなった。

馬の舶載数は和蘭のほうが圧倒的に多いが、吉宗は馬に関する騎法、騎射術や医術については清国と和蘭をほぼ平等的に取り扱っていたと言える。

付記：本稿作成にあたり多大なるご指導・ご助言を頂いた関西大学名誉教授の松浦章先生に謝意を表します。

¹¹⁴ 『有徳院殿御実紀附録』巻12、『新訂増補國史大系』第46巻、264頁。